

# 長浜市しょうがい福祉プラン（中間見直し素案）の概要

## 1. 中間見直しの趣旨

- ① 国が示す第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本理念を踏まえた見直しが必要。
  - ・ しょうがい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
  - ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と種別によらない一元的な福祉サービスの実施等
  - ・ 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
  - ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
  - ・ しょうがい児の健やかな育成のための発達支援
  - ・ しょうがい福祉人材の確保
  - ・ しょうがい者の社会参加を支える取組
- ② しょうがいのある人の増加とニーズの多様化への対応が必要。
  - ・ 療育手帳所持者（844人(H18)→1,321人(H31)）
  - ・ 精神保健福祉手帳（344人(H18)⇒837人(H31)）
  - ・ 生活支援、就労支援、発達支援等、あらゆる方面のニーズ・相談が多様化

## 2. 中間見直しの概要

- ① アクションプランの見直し  
取組の状況や新たなニーズ等を踏まえ、アクションプランの見直しを行うとともに重点的に取り組む事業について項目を追加し推進する。
- ② 取組の状況  
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画計画の指針に基づき、5つの柱それぞれで取組が進められており、基幹相談支援センターの設置や地域生活支援拠点の整備等、一定の成果が認められるものの、多様化するニーズに対応し計画の基本理念である「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」に近づくためには、引き続きすべての分野で総合的に取組を進めていくことが必要。
- ③ 新たな目標等の設定  
寄せられたご意見や国の指針、地域の実情を踏まえ、これまでの取組を更に強化できるような目標や見込を設定。

## 3. 計画の見直し・管理の体制

中間見直しに当たっては、しょうがい当事者団体・関係機関へのアンケートや意見交換会を実施するとともに、長浜市しょうがい福祉推進協議会及び長浜米原しょうがい者自立支援協議会での意見聴取、パブリックコメント等を実施。見直し後の期間（令和3年度から令和5年度）についても、状況の変化やご意見等を踏まえながら取組の進行管理を行う。

## 4. 基本理念

市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現を目指す。

## 5. 5つの柱と主な変更点

### 1. やさしいまちづくり「あたたか」

【取組の視点】相互理解の推進、地域福祉の推進、地域ネットワークの強化、ユニバーサルデザインのまちづくり

【主な変更点】・さらなる相談支援体制の強化に向け、サービス等利用計画のセルフプランを希望する人への作成支援等を進めることや、相談支援専門員の育成等を基幹相談支援センターと連携し推進することを明記。

- ・地域における交通手段の確保についての取組みを追加。
- ・地域生活支援拠点の機能充実への取組みを明記。（生活支援）

### 2. 地域生活の支援「あんしん」

【取組の視点】生活支援、防災・防犯等の対策、権利擁護・虐待防止

【主な変更点】・アクションプランに福祉人材の確保を追加し取組を強化。

- ・福祉避難所開設について関係機関との連携、感染症対策について明記。
- ・訪問系サービス、施設入所者の地域移行、グループホーム等について、国の指針や地域の実情に基づき、目標や見込みを改定。

### 3. 医療・保健・福祉の連携「すこやか」

【取組の視点】しょうがいの早期発見・早期支援、精神保健・医療の充実、医療的ケアへの対応

【主な変更点】・県教委が実施の医療的ケア児の通学に関するレスパイト支援について明記

- ・これまでの取組を継続して実施。

### 4. 子どもの発達・育成支援「はぐくむ」

【取組の視点】地域における子育て支援、乳幼児期からの早期支援、学齢期における子育て支援

【主な変更点】・重症心身しょうがい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を明記。

### 5. 活動の充実「いきがい」

【取組の視点】就労支援、日中活動支援、社会参加・参画の促進

【主な変更点】・就労系サービス、一般就労への移行、日中活動系サービス等について、国の指針や地域の実情に基づき、目標や見込みを改定。

- ・重度しょうがい者の通勤・職場等における支援について、企業に対してして障害者雇用助成金を活用した体制整備について啓発することを明記。